

兵庫医科大学西宮病態モデル研究センター利用者会議内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、兵庫医科大学病態モデル研究センター規程第10条第2項の規定に基づき、西宮病態モデル研究センター利用者会議（以下、「利用者会議」という。）に関する必要な事項を定める。

(構 成)

第2条 利用者会議は、動物実験を行う各部署の世話人（所属長が推薦する教員）で構成する。

(世話人代表)

第3条 利用者会議に世話人代表を置く。

- ② 世話人代表は、利用者会議の互選により教養・基礎医学系1名、臨床医学系1名とする。
- ③ 世話人代表の任期は、2年とし、再任することができる。

(利用者会議開催)

第4条 世話人代表は、必要に応じ、利用者会議を召集し、その議長となる。

(利用者会議の成立)

第5条 利用者会議は、世話人の過半数の出席をもって成立する。

(協議事項)

第6条 利用者会議の協議事項は、次のとおりとする。

- 1 西宮病態モデル研究センター運営小委員会内規第3条第1項第4号に規定する教員4名の選出に関する事
- 2 西宮病態モデル研究センター運営小委員会に具申する西宮病態モデル研究センターに設置する設備の要望に関する事
- 3 その他西宮病態モデル研究センターの円滑な運営に関し必要な事

(事務)

第7条 利用者会議の事務は、大学事務部において行う。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、病態モデル研究センター運営小委員会及び病態モデル研究センター運営委員会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2022年4月1日から施行する。